

**令和4年度（2022年度）「稼ぐジビエ」マーケティングモデル創出事業  
（インターンシップ）委託業務 企画提案説明書**

**1 委託業務名**

令和4年度（2022年度）「稼ぐジビエ」マーケティングモデル創出事業（インターンシップ）委託業務

**2 業務の目的**

安全・安心なエゾシカ肉の流通を持続的に確保するため、技術者の高齢化が課題となっているエゾシカ肉処理施設認証制度に基づく認証施設（以下、「認証施設」という。）において、大学生等によるインターンシップを実施することにより、担い手の確保及び技術伝承の機会の創出を図るとともに、施設事業者が自らインターンシップを実施するための知見を蓄積する。

**3 業務の概要**

**(1) 研修の企画・運営**

インターンシップを実施するための企画立案及び運営等に係る次の業務を行う。

- ア 研修生の選定及び確保
- イ 受入施設の選定及び調整（※）
- ウ 講師の選定・依頼
- エ 研修計画の策定及び調整
- オ 研修に必要な設備、教材、機器等の準備及び確保
- カ 研修期間の運営

※ インターンシップを実施する受入施設については、契約締結後、道と協議の上決定すること。

**(2) 研修内容の分析及び課題点等を取りまとめた報告書の作成**

研修生及び受入施設からレポート等を取りまとめるとともに報告書を作成する。

- ア 研修レポート等のとりまとめ
- イ 研修内容の分析及び評価
- ウ 課題点等の取りまとめ及び改善提案

**(3) インターンシップ受入手引き書の作成**

施設事業者が自らインターンシップを実施するための手引き書を作成する。

**4 契約期間**

契約締結の日から令和5年（2023年）3月3日（金）まで

**5 実績報告について**

受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書を道に提出すること。なお、作成に当たっては次に留意すること。

- (1) 実施事業の詳細内容、効果、課題点等に関する内容を含むこと。
- (2) 参加者の氏名、連絡先等に関する資料を添付すること。
- (3) 提出は、紙媒体1部（A4判）及び同内容を格納した電子媒体（CD-R等）1部とすること。

**6 予算上限額**

3,280千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

**7 業務処理に当たっての留意事項**

- (1) 業務のねらいを達成するため最適な事業の計画を立てること。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。
- (3) 既に補助金等を受けている事業について、それと同一対象範囲の事業については本事業の対象とはならない。
- (4) 本事業を展開するに当たり、事業を確実かつ効果的に遂行できる体制が構築できること。

- (5) 計画に基づき次のとおり適切に事業を実施すること。
- ア 効果的な時期、内容を選定の上、事前に道と協議して業務を実施すること。
  - イ 業務の実施に当たって発生する経費（旅費、報償費等）は、受託者が負担すること。
  - ウ 業務に係る教材については、事前に道に確認を行った上で作成すること。
  - エ 業務の進行管理を適切に行うこと。
- (6) 本事業で取り扱う個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、北海道個人情報保護条例（平成6年条例第2号）等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。
- (7) 研修生の派遣形態は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）による紹介予定派遣とすること。
- (8) 業務処理に当たっては、「エゾシカ肉処理施設認証制度」、「エゾシカ衛生処理手引き書」、「エゾシカ肉処理施設認証取得の手引き」（北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/index.html>）の内容を参考とすること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、委託業務の実施に当たっては、国が示した新しい生活様式の北海道内での実践に向けた「新北海道スタイル」を踏まえるとともに、各業界が定める感染拡大予防ガイドライン等に即して事業を行うこと。

## 8 プロポーザル参加資格

- (1) 複数の企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）または単体企業等であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
- ア 道内に本社又は事業所等（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体、緊急雇用創出推進事業における著しく不適切な事業実施等により道又は、市町村から指導を受けた団体を除く。）。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。または、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。）
    - ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
    - ③ 消費税及び地方消費税
  - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
    - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
    - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
    - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
  - ク コンソーシアムの構成員が、単独法人及び法人以外の団体、又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

## 9 手続等

プロポーザルに参加しようとする者は、事前に参加表明書及び関係書類を提出すること。

環境生活部自然環境局野生動物対策課において、資格の有無を審査し、結果を通知するとともに、資格を有する者には、企画提案書等の提出を依頼する。

- (1) 企画提案説明書等の交付

ア 交付期間 令和4年（2022年）5月20日（金）から令和4年6月17日（金）まで

(土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)

イ 交付場所 下記(5)のとおり

なお、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課エゾシカ対策係のホームページからダウンロードすることができる。(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/index.html)

(2) 参加表明書の提出

ア 期限 令和4年(2022年)6月3日(金)午後5時(必着)

イ 場所 下記(5)のとおり

ウ 部数 1部

エ 方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)

オ 書類 参加表明書及び参加表明書に記載の関係書類

(3) 企画提案書の提出

ア 期限 令和4年(2022年)6月17日(金)午後5時(必着)

イ 場所 下記(5)のとおり

ウ 部数 6部(うち1部は表紙及び各ページに企画提案者名等を記入し、5部は企画提案者名を空欄とする。)

エ 方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)

オ 書類 企画提案書

(4) 企画提案に関する質問の受付及び回答

当委託業務の企画提案について、電子メールにより質問を受け付けます。

質問をメールで送信する場合は、件名に「【質問】令和4年度「稼ぐジビエ」マーケティングモデル創出事業(インターンシップ)委託委業務<企業等名>」と明記し、本文に「企業等名」「担当者職氏名」「連絡先電話番号」及び「質問内容」を記載してください。送信後、必ず電話で「着信の確認」をお願いします。

なお、質問内容の趣旨等の確認をする場合があります。

また、当委託業務の企画提案に関係のない質問については、回答しかねますのでご了承ください。

【送信先アドレス】kansei.ezoshika@pref.hokkaido.lg.jp

【回答方法】北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課エゾシカ対策係のホームページにおいて、掲載します。(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/index.html)

【回答日】着信日の翌日から2日以内(なお、回答日が土日・祝日になる場合は、翌開庁日)。

【受付期限】令和4年(2022年)6月10日(金)午後5時まで

(5) 手続に関する問い合わせ及び参加表明書、企画提案書の提出先

北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課エゾシカ対策係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目本庁舎12階

TEL: 011-204-5206(直通)

FAX: 011-232-6790

## 10 プロポーザル審査の実施

(1) 企画提案書の提出者に対し、プロポーザル審査会において、書類及びヒアリングによる審査を実施する。ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 企画提案書が6者を超える場合、書類審査による1次審査を行い、5者の企画提案書を選定の上、当該企画提案書を提出した提案者に対して、ヒアリングを行うものとする。

## 11 プロポーザルの選定に係る審査基準

以下の要件をプロポーザルの選定に係る審査基準とする。

(1) 実施体制・業務遂行能力

ア 業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。

イ 事業実施のスケジュール及び経費積算は適切かつ妥当であるか。

(2) 企画提案の内容

- ア 研修生の確保は実現可能な内容であるか。
- イ 研修のカリキュラムは、実践的で効果的な内容であるか。
- ウ 研修生のフォロー支援は、認証施設への就業につながる効果的な内容であるか。
- エ 新型コロナウイルス感染症に伴い当初計画したインターンシップの実施が困難になるなど、事業実施の前  
提条件が変化した場合の代替的な対応案についても、併せて企画提案されているか。

(3) その他

- ア 報告書の内容、作成に関する考え方は適切か。
- イ 手引き書（案）の内容が分かりやすくかつ取り組みやすいものとなっているか。
- ウ 事業目的を理解し、その目的に沿った創意工夫や独自性、先見等が見られるか。また、成果物及び構成素  
材の二次、他用途利用の方策提案があるかなど、創意工夫が見られるか。

## 12 契約に関する基本事項

(1) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者には、改めて当該業務の見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

受託者は、委託者である道が免除する場合を除き、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証  
金を納めるものとする。

(4) 前払金

受託者は、委託料の10分の3に相当する額の範囲内で委託料の前払金の請求をすることができる。

(5) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(6) 成果物及び構成素材に関する知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を  
行うこととし、その経費は委託費に含む。なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権  
も含む。）その他の権利は、全て道に帰属するものとする。

## 13 その他

(1) 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合は無効となることがある。

- ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) ヒアリングに参加しなかった場合は、棄権したものとみなす。

(3) 参加表明書、企画提案書の作成・提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

(5) 電子メールによる提出は認めない。

(6) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(7) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(8) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

(9) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても参加の意思がないものとみなす。

(10) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲内で、複製を作成することがある。

(11) 審査に当たっては、企画提案書の提案者名は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）により  
行うものとする。

(12) 企画提案書の採否は、文書で通知する。

(13) 業務委託した事業者の名称は公表する。

- (14) 公正性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。
- (15) プロポーザルの審査結果については公表する。
- (16) 企画提案書等に虚偽の記載があることが判明した場合、その他、業務を遂行できない重大な事由が発生した場合は、審査会で審議の上、失格になることがある。
- (17) 本事業の実施状況を確認するため、本事業の開始から終了までの間に道の求めに応じて打合せを行うものとする。

〈参考〉 契約締結までの主なスケジュール（予定）

5月20日（金）	事業公告
6月 3日（金）	参加表明書提出期限
6月17日（金）	企画提案書提出期限
6月 中旬	プロポーザル審査会
7月第2週	指名選考委員会（随意契約の適否）
7月 下旬	契約締結（～令和5年（2023年）3月3日 委託業務の実施）